

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 地域交流部 空港課

法令名		佐賀県佐賀空港条例				法令番号		平成 10 年佐賀県条例第 22 号			
手続名		制限区域立入許可				根拠条項		第 9 条			
審査基準		次の各号に掲げる者に限り、制限区域立入許可を与えることができる。 (1) 航空整備士及びその補助者 (2) 運航管理者及びその補助者 (3) 旅客の誘導要員又は航空機との連絡要員 (4) 燃料、貨物、機内食等の積卸要員 (5) 制限区域に立ち入ることを本務とする者 (6) その他佐賀空港事務所長が特別に必要があると認める者									
受付 機関	佐賀空港事務所	処理 機関	佐賀空港事務所	交付 機関	佐賀空港事務所	標準処理期間		14 日		目次 No.	3
							標準経由期間	日			